# 旅行業(第2種、第3種、地域限定)の 新規登録について

\*登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

群馬県産業経済部観光局観光物産課

## 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (県庁舎11階)

## 旅行業の新規登録申請について

## 【旅行業の登録区分】

業者区分		登録有効期間		業務範囲				登録要件		
			登録 行政庁	企画旅行(注		È1)	手配	営業	基準	取 扱
				募集型		受注	旅行	保証金	資産	管理者
				海外	国内	型		(注2)		の選任
旅	第1種		観光庁長官	0	0	0	0	7000万	3000万	必要
行	第2種			×	0	0	$\circ$	1100万	700万	(注3)
業	第3種	5年	都道府県	×		0	0	300万	300万	
者	地域限定		知事	×	Δ	$\triangle$	$\triangle$	15万	100万	
旅行業者代理業		_		旅行業者から委託された業務			不要			

#### □:区域限定

一の募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア〜ウの区域内に収 まっている必要があります。

- ア. 自らの営業所の存する市町村
- イ. アの市町村に隣接する市町村
- ウ. 国土交通大臣の定める区域

#### △:区域限定

一の旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア~ウの区域内に収まっている 必要があります。

- ア. 自らの営業所の存する市町村
- イ. アの市町村に隣接する市町村
- ウ. 国土交通大臣の定める区域

注1:「企画旅行」とはあらかじめ(募集型)又は旅行者からの依頼により(受注型)、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービスの提供に係る契約を自己の計算において締結する行為。

注2:旅行業協会に加入している場合は営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業 務保証金分担金として協会に納付

年間取引見込額によっては、供託又は納付すべき額が増加するので注意【旅行業法施行規則 別表 1 】

注3:旅行業務取扱管理者

## 第1 旅行業登録制度

- (1)旅行業(第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業)又は旅行業者代理業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。【旅行業法第3条及び同法施行規則第1条の2第1項第2号】
  - ※第1種旅行業については、観光庁長官の登録を受ける必要があります。
- (2) 旅行業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定めた事項を記載した書類を添付して申請しなければなりません。【旅行業法第4条及び同法施行規則第1条の4】
- (3)登録を受けないで旅行業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により罰せられます。【旅行業法第74条】

# 第2 登録の拒否要件

申請者が、登録拒否条項(下記事項)に該当しないことが条件となります。 【旅行業法第6条第 1項各号】

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していない者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を 終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。)
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)から(4)又は(7)のいずれかに該当するもの
- (6) 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうちに上記(1)から(4)又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められないもの
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる法第4条第 1項第3号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しな いもの

## 第3 新規登録申請に当たっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地が群馬県内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的(定款・履歴事項全部証明書共に)について、下記事項に注意のこと。

	商号	既存の登録の旅行業者・旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者との類似商号を
		さけるため、申請書提出前に電話等で確認のこと。
	目的	必ず『旅行業』又は『旅行業法に基づく旅行業』とすること。

(3) 財産的基礎として、\*基準資産額が①第2種旅行業の場合は700万円以上、②第3種旅行業の場合は300万円以上、③地域限定旅行業の場合は100万円以上あること。【旅行業法第6条第1項第10号及び同法施行規則第3条並びに同第4条】

基準資産額={(資産の総額) - (創業費その他の繰延資産) - (営業権) - (不良債権)} - (負債の総額) - (所要の営業保証金又は弁済業務保証金分担金)

- ※法人の場合、直近の事業年度(設立後最初の決算を終了していない場合は会社設立時)における貸借対照表から算出
- ※個人の場合、財産に関する調書から算出
- (4) 基準資産額並びに営業保証金の最低額・弁済業務保証金分担金の最低額は次のとおり

登録業務範囲	基準資産額	区分	営業保証金	弁済業務保証金
豆或未伤 胆 四	<b>基毕</b> 貝 生 俄	<b>运</b> 为	(供託金)	分担金
第2種旅行業	700万円	協会非加入	1,100万円	_
用 2 性 / 1 元 未		保証社員	_	220万円
第3種旅行業	300万円	協会非加入	300万円	_
男 3 性 / 1 <del>未</del>		保証社員	_	60万円
地域限定旅行業	100万円	協会非加入	15万円	_
地域似处所11来		保証社員	_	3万円

○営業保証金及び弁済業務保証金分担金は、年間取引見込額によっては増額となるので注意 【旅行業法施行規則別表1】

- (5)総合又は国内の旅行業務取扱管理者を選任すること。【旅行業法第11条の2】
  - ①1営業所につき1人以上の旅行業務取扱管理者(常勤専任で就業のこと)を選任すること。
  - ②海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。
  - ③従業員数10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。

## 第4 申請に必要な書類等

(1) 提出書類

「旅行業新規登録申請書類一覧表」のとおり

(2) 手数料

17,000円(申請時に群馬県収入証紙で納付)【群馬県旅行業法関係手数料条例】

(3) 申請用紙等の販売・配布・問い合わせ先 ※群馬県観光物産課では販売していません。

· (一社) 全国旅行業協会群馬県支部 http://www.anta.or.jp/

<電 話>027-228-3366

<所在地>群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階

#### 第5 申請の予約

担当者が不在の場合がありますので、登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

#### 第6 登録後の手続き等 ※旅行業者が責任を持って行ってください。

<登録後営業開始前に行うこと>

この手続きがすべて完了してはじめて営業することができます。

- (1) 営業保証金の供託(旅行業協会保証社員でない場合)、または弁済業務保証金分担金の納付 (旅行業協会保証社員の場合)
  - ①営業保証金の供託の届出

登録通知を受けた日から14日以内に営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託し、営業保証金供託書の写しを県観光物産課に提出する。【旅行業法第7条】 ※詳細については供託所(地方法務局またはその支局等)へお問い合わせください。

②弁済業務保証金分担金の納付の届出

登録通知を受けた日から14日以内に弁済業務保証金分担金を所属旅行業協会に納付し、弁済業務保証金分担金納付書の写しを県観光物産課に提出する。【旅行業法第49条、弁済業務規約((一社)全国旅行業協会)第8条、弁済業務規約((一社)日本旅行業協会)第8条】

#### (2) 登録票の掲示等

①登録票の掲示

「登録票」に必要事項を記入の上、各営業所で公衆に見やすいように掲示すること。【旅行業法第12条の9】

#### ②旅行業約款の掲示等

旅行業約款を各営業所において旅行者に見やすいように掲示し、または旅行者が閲覧できるように備え置くこと。【旅行業法第12条の2第3項】

③料金の掲示

旅行者から収受する旅行業務の取扱の料金を定め、各営業所において旅行者に見やすいように掲示すること。【旅行業法第12条第1項】

④「旅行業務取扱管理者証」の発行 旅行業務取扱管理者は旅行者から請求があったときは旅行業務取扱管理者証を提示すること。 【旅行業法第12条の5の2】

⑤「外務員証」の発行

旅行業者は、役員、従業員を問わず、営業所以外の場所で旅行業務を行う者に「外務員証」 を携帯させること。

※外務員が業務を行うときは「外務員証」を提示しなければならないので注意すること。 【旅行業法第12条の6第1項】

⑥取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備

取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備をすること (国土交通省令で定める場合を除く)。【旅行業法第12条の4、第12条の5)

#### <登録後、毎事業年度行うこと>

(1) 取引額の報告:毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者の取引の額を報告すること。【旅行業法第10条】

※取引額によって営業保証金または弁済業務保証金分担金の額が定められるので、営業保証金の追加供託または弁済業務保証金分担金の追加納付についても怠りないよう十分注意すること。 【旅行業法第8条】

#### <登録後、必要な場合行うこと>

登録事項の変更届出:登録事項等に変更があった場合には、30日以内に別紙「登録事項変更届出書類一覧表」を参考に届け出ること。【旅行業法第6条の4第3項】

※営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行業 務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関して契約を締結できな いので注意すること。【旅行業法第11条の2第2項】

# <登録の有効期間>

- (1)登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする【旅行業法第6条の2】。したがって、 登録の有効期間が満了したときは登録が抹消される【旅行業法第20条第1項】。
- (2) 引き続いて旅行業を営もうとするときは、有効期限の2カ月前までに更新申請をする必要がある。【旅行業法第6条の3、同法施行規則第1条の2】

# <その他>

上記のほか、旅行業法及びその他の法令等を遵守し、適切に営業を行うこと。